

令和 3 年 5 月 3 日現在

機関番号：32520

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K02396

研究課題名（和文）「カリフォルニア多言語教育法」の意義と課題

研究課題名（英文）The Meaning and the Problem of "California Multilingual Education Act"

研究代表者

末藤 美津子 (Mitsuko, Suefuji)

東洋学園大学・グローバル・コミュニケーション学部・教授

研究者番号：10460304

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：カリフォルニア州では、1998年に成立した「提案227」により、公立学校では原則としてバイリンガル教育が禁止され、英語を理解できない児童生徒には英語による授業が続けられてきた。だが、2016年に住民投票により成立した「提案58（カリフォルニア多言語教育法）」は、公立学校にバイリンガル教育を復活させ、さらに、英語母語話者にも英語以外の言語を学ぶ機会を保障した。

一方、この「カリフォルニア多言語教育法」の最大の課題は、バイリンガル教員不足である。公立学校で20年ほどバイリンガル教育が禁止されてきたことの負の遺産でもある。現在、カリフォルニア州はこのバイリンガル教員不足の解消に努めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

トランプ政権の誕生と軌を一にして成立した「カリフォルニア多言語教育法」は、トランプ政権の掲げる「アメリカ第一主義」とは真逆の多言語主義を掲げていた。英語以外の言語を母語とする児童生徒には英語と母語の教育を、英語母語話者には英語以外の言語の学習を勧め、カリフォルニアを多言語社会にすることを目指していた。連邦と州のねじれを明らかにしたことは、本研究のひとつの成果である。

また、本研究では、カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格がどのようなものであり、その養成がどのように行われているのかを明らかにした。こうした成果は、日本における多様な言語背景を持つ子どもたちの教育にも役立つであろう。

研究成果の概要（英文）： Nearly two decades after California banned bilingual education, voters passed Proposition 58, called "California Multilingual Education Act" on 2016 ballot. "California Multilingual Education Act" intends to help immigrant kids to learn English while simultaneously improving their home languages. It also encourages schools to teach American-born kids other languages, often through dual-language immersion programs that put them in the same classroom with immigrants.

For almost two decades, the state has actively discouraged language education at its school. This means that even as demand for bilingualism is growing, the state now lacks teachers, standards, curricula and reading materials.

"California Multilingual Education Act" promises to open the door to better multilingual education in California, at least in the long run.

研究分野：比較教育

キーワード：バイリンガル教育 カリフォルニア アメリカ 多言語教育 バイリンガル教員 教員養成

研究成果報告内容

1. 研究開始当初の背景

カリフォルニア州では 1998 年に成立した提案 227 により、公立学校でのバイリンガル教育が原則として禁止されてきたが、2016 年 11 月に大統領選挙と同時に実施された住民投票において、提案 227 を廃止しバイリンガル教育の復活を目指す提案 58 が成立した。その結果、2017 年 7 月から「カリフォルニア多言語教育法」が施行されることとなり、カリフォルニア州の公立学校はキンダーから 12 学年の英語の能力が十分でない生徒にバイリンガル教育を実施することが可能となった。

2. 研究の目的

本研究はまず、提案 227 から提案 58 への転換がどのような意味を持つものであるのかを検討する。次に、「カリフォルニア多言語教育法」の下で実際にどのような教育が実践されているのかを調査し検討する。最後に、日本への示唆を示したい。

3. 研究の方法

まず、「カリフォルニア多言語教育法」の実施過程を明らかにするために、カリフォルニア州教育局の政策、学区の政策、教員組合の取り組みなどを分析する。具体的には行政文書、ニュースレター、新聞、雑誌などの資料を収集し、読み解いていくこととなる。第二に、「カリフォルニア多言語教育法」の規定を検討するには、連邦初等中等教育法の「すべての生徒が成功する法 (Every Student Succeeds Act: ESSA)」との関連を見ていく必要がある。第三に、「カリフォルニア多言語教育法」が成立したことにより、カリフォルニア州の公立学校の教育現場ではどのような授業が実践されているのかを明らかにするために、現地調査を実施し、授業を参与観察したり、学校関係者との面談を行ったりする。双方向イマージョン式バイリンガル教育を実施している学校を訪問し、英語学習者の生徒と英語母語話者の生徒がともに学んでいる授業を参観し、多言語教育の実態を調査することを計画している。第四に、「カリフォルニア多言語教育法」がアメリカ国内でどれほどの影響を及ぼしているのかを検討する。他州がカリフォルニア州の実践をどのように評価しているのかを見ていくことにより、アメリカ国内における多言語主義の広まりを明らかにすることができるであろう。また、こうしたカリフォルニア州の取り組みを諸外国の多言語・多文化教育の事例と比較検討することにより、カリフォルニア州の特質をより鮮明に浮かび上がらせることもできると考えている。その際には、日本国内における、諸外国の多言語・多文化教育の専門家と情報を交換し、研究交流を行っていきたい。さらに、日本の学校における外国籍児童・生徒の教育に関する専門家とも研究交流を行い、日本における多言語・多文化教育の実践に対しても、カリフォルニア州の実践から学べることを示していきたい。

4. 研究成果

カリフォルニア州では2016年11月に提案58が住民投票で成立し、2017年7月より「グローバル経済に向けたカリフォルニア教育計画(California Education for a Global Economy Initiative: CA Ed. G.E.)」が施行されることとなり、すべての生徒にバイリンガル・バイリテラシーの能力を身に付けさせることが目標とされた。だが、こうした教育目標の実現に必要なバイリンガル教員の不足が深刻化している。例えば、2019年には、家庭言語がスペイン語の生徒は2,037,851人いるのに対して、2008-09年度から2017-18年度の間スペイン語のバイリンガル教員の資格を得た者は7,909人で、生徒対バイリンガル教員の比率はおよそ250対1となっている。

カリフォルニア州のバイリンガル教員資格は何度かの制度改革を経て、現在は、2009年7月に施行された「英語学習者・バイリンガル教員資格法(AB1871)」によって規定されている。州の教員免許に関する業務はカリフォルニア州教員免許委員会(California Commission on Teacher Credentialing: CCTC)が統括しており、バイリンガル教員の資格としては、以下の三つの要件をすべて満たすことが求められている。

- (1) 有効なカリフォルニア教員免許を保有する者、あるいは、特別支援学級教員資格(Special Class Authorization)として有効な言語療法士資格、医療支援員資格、リハビリ支援員資格を保有する者、あるいは、特別支援教育教員資格として有効なスクールナースの資格を保有する者
- (2) 以下のどれかが証明できること
 - a. 有効な言語能力向上専門家(Language Development Specialist: LDS)資格、CLAD資格、英語学習者教授資格あるいは優勢な言語によるCLAD資格(CLAD Emphasis)を伴う教員免許状
 - b. CLAD資格に相当するか、以下のどれかの条件に基づく英語学習者教授資格を伴う教員免許状
 - ・「カリフォルニアの英語学習者のための教員(California Teachers of English Learners: CTEL)」試験の1、2、3に10年以内に合格すること
 - ・英語学習者教授資格を示すカリフォルニア州以外の州の教員免許を保有していること
 - ・全米教職専門基準委員会(National Board for Professional Teaching Standards: NBPTS)の児童期初期か児童期中期の「新たな言語としての英語(English as a New Language)」の教員資格証、あるいは青年期前期から成人の「新たな言語としての英語」の教員資格証を保有していること
- (3) 以下のどれかが証明できること
 - a. 「カリフォルニアの教員のための教科試験(California Subject Examinations for Teachers: CSET)」の「世界の言語(World Languages)」のテストか(言語種による)、に10年以内に合格すること
 - b. カリフォルニア州教員免許委員会に認定されたバイリンガル教育プログラムを修

了し、プログラムを提供する機関からバイリンガル教員免許に推薦されること

- c. CSET の「世界の言語」のテストの合格水準に対応するカリフォルニア州教員免許委員会に認定されたバイリンガル教育プログラムを修了すること

(1)は基礎資格となる教員免許を保有することを求めており、(2)と(3)はバイリンガル教員としての資質・能力を証明する試験に合格することやそれと同等の資質・能力を証明することを求めている。バイリンガル教員の資格試験としては、(2)の「カリフォルニアの英語学習者のための教員 (CTEL)」試験と(3)の「カリフォルニアの教員のための教科試験 (CSET)」がよく知られている。

CTEL 試験は、「言語と言語能力向上」を扱う CTEL 1、「評価と教授」を扱う CTEL 2、「文化と包摂」を扱う CTEL 3 から構成されている。

「言語と言語能力向上」を扱う CTEL1 の小論文は、英語学習者の英語能力を向上させるために教員として何ができるかを尋ねており、解答例では、学校内の同僚教員と連携することの必要性を説いている。英語学習者への対応経験が豊富で、生徒指導の知識や技能を兼ね備えた教員と、英語学習者への対応経験がほとんどない教員が、校内で研修を積むことで、学校内のすべての教員が英語学習者への対応方法を身に付けることができるとしている。これは、今日、日本の教育現場で、学校内のすべての教職員が一丸となって生徒指導に当たることを謳っている「チーム学校」の考え方にも通じるものである。

「評価と教授」を扱う CTEL2 の小論文は、英語学習者の読み書き能力の向上にとって読書指導が果たす役割を問うている。解答例では、生徒は読書を通して、テキストに書かれている内容を正確に把握することができるようになるのみならず、自分自身の抱える問題を問い直したり、自分自身を見つめ直したりする、メタ認知の技能も身に付けることができると説いている。学年進行につれ授業内容が高度化していく中で、こうした考える力を養成することがいかに重要であるかも指摘されている。今日、日本においても考える力を養成するための国語教育が模索されており、通底するものが感じられる。

「文化と包摂」を扱う CTEL3 の小論文は、学業成績が振るわない移民の生徒の学力向上策を尋ねており、解答例では、教員に対して、それぞれの教科の基礎的内容を丁寧に、必要ならば下の学年の教科内容にまで立ち戻って指導することを説いている。しかも可能であれば、個別指導を推奨している。今日、日本の学校には日本語指導が必要な児童生徒が 4 万人以上も在籍しており、日本語で行われる教科教育の授業についていけない者も少なからずいることから、基礎的内容を丁寧に指導し、個別指導を導入することは同様に求められている。

CSET は、志願者の知識と技能を他の志願者と比べるのではなく、「カリフォルニア・コモン・コア州スタンダード (California Common Core State Standards)」、「カリフォルニア・カリキュラム・フレームワーク (California curriculum frameworks)」、「カリフォルニアの K-12 の生徒のアカデミック教科内容スタンダード (California K-12 Student Academic Content Standards)」などに照らして評価する。

CSET は、複数教科教員免許状、単一教科教員免許状、特別支援教育教員免許状、教育工学教

員資格、バイリンガル教員資格のために、志願者の基礎的な技能と教科教育に必要な能力を測る試験である。バイリンガル教員資格には CSET「世界の言語」が用いられ、16種類の言語に対応している。「世界の言語」の Ⅰは言語種によるもので、Ⅱはアラビア語、アルメニア語、ペルシア語、フィリピン語、モン語、クメール語の6言語、Ⅲは広東語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、中国語、パンジャブ語、ロシア語、スペイン語、ベトナム語の10言語を対象としている。

バイリンガル教員資格には CSET の「世界の言語」の Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三つの試験に合格することが求められている。「世界の言語」の ⅠとⅡは、言語とコミュニケーションについて、聞くこと、読むこと、書くこと、話すことの四技能を測るものとなっている。例えば、日本語のバイリンガル教員資格の要件となっている「世界の言語(日本語)Ⅰ」の書くことの記述式問題では、以下のような課題が出されている。これは、日本語の単一教科教員免許状のための試験と同一の内容で、ハイスクールで日本語を教えることを目指している教員志願者のための試験問題でもある。

「世界の言語Ⅰ」は、バイリンガル教育とバイリンガリズム、異文化コミュニケーション、教授と評価という三領域から成り、アメリカならびにカリフォルニア州におけるバイリンガル教育の歴史、政策、理論、実践に関する知識を問うものとなっている。「世界の言語Ⅱ」は、地理的、歴史的 content、社会・政治的、社会・文化的 content という二領域から成り、アメリカならびにカリフォルニア州の民族・言語・文化の多様性に関する知識を問うものとなっている。日本において外国にルーツをもつ児童生徒の指導に当たる教員にも、こうした知識は、求められていると思われる。

ところで、日本では2019年6月21日に「日本語教育の推進に関する法律」が超党派の議員立法で成立し、6月28日に公布、施行された。この法律の目的は、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することであり、国や地方自治体には、日本語教育の推進に向けた施策を定め、実行していく責務があることが明記されている。基本理念の中には、日本に暮らす外国人や外国にルーツをもつ子どもたちに対する日本語教育の環境整備とともに、子どもたちの家庭で使用される母語への配慮も盛り込まれている。日本語教育を担う人材育成や教材開発が急務とされるなか、子どもたちの母語に目が向けられている点にも留意したい。共生社会の実現に向けた一歩を踏み出した日本にとって、バイリンガル教員の資格を明確化し、その養成プログラムを確立しているカリフォルニア州の試みには、学ぶべき点が多々含まれているように思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 41
2. 論文標題 The History and Present Status of Bilingual Education in the United States of America	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 The Journal of Intercultural Studies	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 28
2. 論文標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格と養成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋学園大学紀要	6. 最初と最後の頁 94-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 2
2. 論文標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格試験 CTELに着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋学園大学 教職課程年報	6. 最初と最後の頁 25-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 市川 桂	4. 巻 90
2. 論文標題 カリフォルニア多言語教育法とバイリンガル教育プログラム サンフランシスコ統合学区の日本語教育プログラムに焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都留文科大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 37-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 第27号
2. 論文標題 カリフォルニア州における多言語教育の取り組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋学園大学紀要	6. 最初と最後の頁 159-170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 第1号
2. 論文標題 アメリカにおける英語と英語以外の言語の教育 バイリンガル教育に着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋学園大学 教職課程年報	6. 最初と最後の頁 31-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 末藤 美津子	4. 巻 29
2. 論文標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格試験 CSETに着目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東洋学園大学紀要	6. 最初と最後の頁 160-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 1末藤 美津子	4. 巻 3
2. 論文標題 多文化社会において求められる教員の資質・能力とその養成 日本とアメリカに目を向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東洋学園大学 教職課程年報	6. 最初と最後の頁 31-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 未藤 美津子
2. 発表標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格と養成
3. 学会等名 日本比較教育学会第55回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 市川 桂
2. 発表標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の諸相
3. 学会等名 日本比較教育学会第55回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 未藤 美津子
2. 発表標題 カリフォルニア州における多言語教育法成立後の状況
3. 学会等名 第54回日本比較教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 未藤 美津子
2. 発表標題 カリフォルニア州における多言語教育の取り組み
3. 学会等名 第30回アメリカ教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 市川 桂
2. 発表標題 バイリンガル教育の復権 カリフォルニア州を中心に
3. 学会等名 第54回日本比較教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 末藤 美津子
2. 発表標題 カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格試験 CTETとCSETに着目して
3. 学会等名 アメリカ教育学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>『「カリフォルニア多言語教育法」の意義と課題』 平成30年度～令和2年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C） 研究成果報告書 令和3年3月 研究代表者 末藤 美津子（東洋学園大学教授）</p>
--

6. 研究組織			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	市川 桂 (Ichikawa Katsura) (60754546)	都留文科大学・文学部・特任講師 (23501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------